

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
 - ・ 役員退職慰労引当金 － 理事長の退職慰労金に係る期末までの要支給額を退職慰労引当資産とし、同額を退職慰労引当金として計上。
 - ・ 徴収不能引当金 － 金銭債権のうち、徴収不能の見込み額を計上。
 - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

- (1) 正規職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表
 - ・ 当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
 - ・ 当該内訳表について、会計基準においては、第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第2様

式、第2号第2様式、第3号第2様式と規定した。

(4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表

- ・ 当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部事務局拠点（社会福祉事業）

イ 児童発達支援センターみつばすみれ学園拠点（社会福祉事業）

① 児童発達支援センターみつばすみれ学園

② 障害児相談支援事業みつばすみれ学園

③ 障害児等療育支援事業みつばすみれ学園

④ 南西部地域発達支援センター

ウ 障害福祉サービス事業所すずらん拠点（社会福祉事業）

エ 保育所和光市ほんちょう保育園拠点（社会福祉事業）

オ 保育所和光市にいくら保育園拠点（社会福祉事業）

カ 特別養護老人ホーム朝光苑拠点（社会福祉事業）

① 指定介護老人福祉施設朝光苑

② 指定短期入所生活介護事業所朝光苑短期入所生活介護事業所

③ 指定通所介護事業所朝光苑デイサービスセンター

④ 指定居宅介護支援事業所朝光苑居宅介護支援センター

⑤ 地域包括支援センター朝光苑

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	112,646,498	0	0	112,646,498
建物	194,335,603	54,216,000	10,524,145	238,027,458
定期預金	1,200,000	0	0	1,200,000
合計	308,182,101	54,216,000	10,524,145	351,873,956

(期中の除却資産除く)

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	457,377,805	219,350,347	238,027,458
建物	2,857,617	2,857,613	4
構築物	40,007,559	39,121,854	885,705
車輛運搬具	58,285,915	49,849,286	8,436,629
器具及び備品	35,525,640	24,050,759	11,474,881
権利	559,240	0	559,240
ソフトウェア	2,659,350	1,856,370	802,980
合計	597,273,126	337,086,229	260,186,897

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 関連当事者との取引の内容

- ・ 該当なし

11 重要な偶発債務

- ・ 該当なし

12 重要な後発事象

- ・ 該当なし

13 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記
(本部事務局拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
 - ・ 役員退職慰労引当金 － 理事長の退職慰労金に係る期末までの要支給額を退職慰労引当資産とし、同額を退職慰労引当金として計上。
 - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

- (1) 正規職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 本部事務局拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）
については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,200,000	0	0	1,200,000
合計	1,200,000	0	0	1,200,000

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,020,000	658,750	361,250
権利	177,040	0	177,040
ソフトウェア	1,677,510	1,097,730	579,780
合計	2,874,550	1,756,480	1,118,070

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記
(児童発達支援センターみつばすみれ学園拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
 - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

- (1) 正規職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 児童発達支援センターみつばすみれ学園拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3

様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）

- ア 児童発達支援センターみつばすみれ学園
- イ 障害児等療育支援事業みつばすみれ学園
- ウ 障害児等相談支援事業
- エ 南西部地域発達支援センター

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）

- ア 児童発達支援センターみつばすみれ学園
- イ 障害児等療育支援事業みつばすみれ学園
- ウ 障害児等相談支援事業
- エ 南西部地域発達支援センター

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	49,339,167	0	0	49,339,167
建物	86,007,311	23,747,000	4,461,542	105,292,769
合計	135,346,478	23,747,000	4,461,542	154,631,936

（期中の除却資産除く）

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	200,331,872	95,039,103	105,292,769
建物	813,750	813,748	2
構築物	19,523,951	19,066,822	457,129
車輛運搬具	14,225,355	10,776,072	3,449,283
器具及び備品	12,084,729	8,667,200	3,417,529
権利	229,320	0	229,320
ソフトウェア	490,920	379,320	111,600
合計	247,699,897	134,742,265	112,957,632

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記
(障害福祉サービス事業所すずらん拠点区分用)

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
- ・ 賞与引当金 ー 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

(1) 正規職員

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入

(2) パート職員

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 障害福祉サービス事業所すずらん拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

- ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)及び拠点区分事業活動明細書(別紙4)については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	63,307,331	0	0	63,307,331
建物	108,328,292	30,469,000	6,062,603	132,734,689
合計	171,635,623	30,469,000	6,062,603	196,042,020

(期中の除却資産除く)

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	257,045,933	124,311,244	132,734,689
建物	2,043,867	2,043,865	2
構築物	20,483,608	20,055,032	428,576
車輛運搬具	33,594,189	28,968,097	4,626,092
器具及び備品	14,304,063	10,504,080	3,799,983
権利	152,880	0	152,880
ソフトウェア	490,920	379,320	111,600
合 計	328,115,460	186,261,638	141,853,822

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記
(保育所和光市ほんちょう保育園拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
 - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

- (1) 正規職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 保育所和光市ほんちょう保育園拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3

様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

5 基本財産の増減の内容及び金額

- ・ 該当なし

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・ 該当なし

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記
(保育所和光市にいくら保育園拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
 - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

- (1) 正規職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 保育所和光市にいくら保育園拠点財務諸表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3

様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）及び拠点区分事業活動明細書（別紙4）については、サービス区分が1つの拠点区分のため、作成していない。

5 基本財産の増減の内容及び金額

- ・ 該当なし

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・ 該当なし

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム朝光苑拠点区分用)

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）－ 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 － 埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度において、法人が負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上。
 - ・ 徴収不能引当金 － 金銭債権のうち、徴収不能の見込み額を計上。
 - ・ 賞与引当金 － 当該年度の負担に属する、前年12月から当年5月までの4/6の賞与見積額を計上。

2 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

3 採用する退職給付制度

- (1) 正規職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び埼玉県社会福祉事業共助会退職共済制度に加入
- (2) パート職員
独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入

4 拠点が作成する計算書類

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホーム朝光苑拠点計算書類（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - ・ 当該計算書類について、会計基準においては、第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式と規定されているが、当法人では、社会福祉事業のみしか実施していないため、当法人経理規程において、それぞれ第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式と規定した。

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）

- ア 指定介護老人福祉施設朝光苑
- イ 指定短期入所生活介護事業所朝光苑短期入所生活介護事業所
- ウ 指定通所介護事業所朝光苑デイサービスセンター
- エ 指定居宅介護支援事業所朝光苑居宅介護支援センター
- オ 地域包括支援センター朝光苑

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）

- ア 指定介護老人福祉施設朝光苑
- イ 指定短期入所生活介護事業所朝光苑短期入所生活介護事業所
- ウ 指定通所介護事業所朝光苑デイサービスセンター
- エ 指定居宅介護支援事業所朝光苑居宅介護支援センター
- オ 地域包括支援センター朝光苑

5 基本財産の増減の内容及び金額

- ・ 該当なし

6 会計基準第22条第4項及び第6項の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

7 担保に供している資産

- ・ 該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	9,446,371	9,446,367	4
器具及び備品	9,136,848	4,879,479	4,257,369
合計	18,583,219	14,325,846	4,257,373

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・ 該当なし

10 重要な後発事象

- ・ 該当なし

11 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし